

財政援助団体等監査結果報告
〔社会福祉法人洗心会〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	沖久正留

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和2年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

社会福祉法人洗心会（以下「法人」という。）における神戸市からの財政援助に係る出納その他の事務で、主として財政援助が実施された平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和2年8月24日～令和2年12月18日

3 監査の方法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

法人は、特別養護老人ホームときわ（以下「特養」という。）の開設、運営を行うことを目的に、平成29年6月、社会福祉法人としての認可を受け、設立された。

活動としては、平成28年度に、法人設立前の団体「（仮称）社会福祉法人洗心会設立準備会」が、神戸市の「第1回介護保険施設等整備事業者募集」に応募し、平成28年9月の選考の仮決定を経て、平成29年3月に、「民間社会福祉施設等整備審査会」（以下「審査会」という。）の承認

を受け、特養整備計画の採択及び神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金の内示通知を受けている。

平成 29 年度は、建設施工業者の選定に向け神戸市と協議を行い、10 月に入札、11 月に工事請負契約の締結、工事着工した。

平成 30 年度は、本部機能の構築を行うとともに、開設に向け入居申し込み、職員求人といった準備をすすめた。施設は 10 月に工事竣工、引き渡し後、12 月に特養が開設された。

令和元年度に入ると、入居者も増え、7 月には満床を達成した。また、同年 4 月から診療所を開設、5 月から入居者の保険診療を開始し、重度の方の受け入れ体制を構築、10 月からは看取り体制の整備を行い、看取りを開始している。

(2) 神戸市との関係（財政援助）

① 補助金

平成 30 年度に、法人が整備する施設整備に対して、神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金として 2 億 8,500 万円を交付している。

② 民間社会福祉施設整備費等補助について

神戸市からの民間社会福祉施設整備費等補助による事業の実施（施設設立）にあたっては、法律、条例、規則等の規定、神戸市の指導、指示及び「民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱」、「民間社会福祉施設整備の手引き」、「補助事業検査等補助業務実施要領」の定めに基づき行うこととなっている。

ア 民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱

補助対象事業、交付申請、届出書、実績報告、請求等について定めたものである。

イ 民間社会福祉施設整備の手引き

社会福祉法人の設立及び国または地方公共団体による補助金等を受けて、各社会福祉施設の創設または増改築を行う際に遵守すべき事項や留意点について、神戸市保健福祉局（現福祉局）及びこども家庭局によりまとめたものである。

ウ 補助事業検査等補助業務実施要項

社会福祉法人が補助金をもとに整備する社会福祉施設については、必要に応じて、担当局からの依頼により神戸市建築住宅局が行う設計段階から完成に至るまで検査等の専門的な技術的支援の手続きについて定めたものである。

補助金額については、平成 18 年度以前の特別養護老人ホーム（広域型）の国庫補助額であった 1 床当たり 225 万円を上限としていたが、同年の三位一体改革による市単独事業化後、平成 21 年度の経済危機対策以降、都道府県・政令市の実事業費に応じた措置をとることができるようになったため、神戸市では 1 床当たり 285 万円とした。

これにより、本件の補助金額は、100 床の施設の創設のため、2 億 8,500 万円の交付を副市長決裁により決定している。

なお、令和2年4月1日の上記アの要綱改正により、別表第2に、特別養護老人ホーム（広域型）の創設・建替・増床については、285万円に整備床数を乗じて得た額と規定された。

(3) 事業の概要

① 整備した施設の概要

施設名	特別養護老人ホームときわ				
施設の種別	介護老人福祉施設				
施設の所在地	神戸市西区前開南町2丁目1-4				
事業内容	区分	創設	内容	特別養護老人ホーム，入所定員 100名	
敷地面積	3,025.10㎡	建物の構造	鉄筋コンクリート造	階数	3階
建築面積	1,776.89㎡	延べ床面積	4,932.56㎡	新築棟数	1棟

※神戸市民間社会福祉施設整備費等補助事業実績報告書添付の事業実績報告書より抜粋。

② 事業の概要

現在の法人の事業の概要は以下のとおりである。

なお、補助対象事業は下表のうち介護老人福祉施設としての施設整備である。

サービスの種類	介護老人福祉施設	短期入所生活介護 (空床利用型)	診療所
施設名	特別養護老人ホームときわ	特別養護老人ホームときわ (空床利用型) 事業所	特別養護老人ホームときわ 診療所
利用対象	要介護認定を受けた方 (原則要介護3以上)	要介護認定を受けた方	特養入居者
利用定員	100名	毎月3名程度	100名＋一般診療
事業の目的	介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を利用していただき、介護福祉施設サービスを提供する。	在宅生活を送っている介護を必要とする高齢者が短期間（既入居者が入院・外泊等でベッドを利用しない期間）、施設に入所し必要なサービスを受けることができ、介護するご家族の支援や特別養護老人ホーム等の施設への入居待ちの方の一時的な利用施設を運営する。	特養の入居者への健康管理及び必要な一定の医療の提供を目的とした事業

※令和2年度事業計画書より抜粋。

(4) 収支状況

法人の施設整備にかかる収支状況は、第1表のとおりである。

会計処理は社会福祉法人会計基準及び法人の規定に基づいて行われている。

なお、建設工事及び備品購入にあたっては、それぞれ補助を受けた神戸市及び兵庫県の事務手続にならない、入札を行っている。

第 1 表 補助金収支状況

(単位：円)

事業費 総額	主体工事費	1,369,440,000 円	財 源 内 訳	市の補助金	285,000,000 円
	工事事務費	38,880,000 円		他の補助金	80,000,000 円
	介護用リフト等特殊付帯工事費	円		(施設開設準備経費 等支援事業補助金)	
	授産施設等整備工事費	円		福祉医療機構貸付	920,000,000 円
	解体撤去・仮施設整備工事費	円		市融資斡旋	円
	その他工事費	円		他の借入金	円
	初年度設備費	78,433,743 円		寄付額	201,753,743 円
	地域交流スペース	円		自己資金	円
	合計	1,486,753,743 円		合計	1,486,753,743 円

※神戸市民間社会福祉施設整備費等補助事業実績報告書添付の事業実績報告書より抜粋。
項目は、同補助金交付要綱様式第10号（別紙）記載のとおりである。

5 監査の結果

神戸市からの補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、以下のとおり事業は補助金の交付目的を達成しているものと認められた。

事業の実施にあたり、法律、条例、規則等の規定、神戸市の指導、指示のほか遵守することとされる「民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱」、「民間社会福祉施設整備の手引き」、「補助事業検査等補助業務実施要領」に基づいて、監査を実施した。

(1) 民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱

補助対象事業、交付申請、届出書、実績報告、請求等について、監査の結果、必要な手続きが行われているものと認められた。

(2) 民間社会福祉施設整備の手引き

当該手引きでは、建設用地の確保、施設整備費等の確保、人材の確保といった法人における事前準備、市との事前協議、民間社会福祉施設等整備審査会における審査、入札の手続、施工について規定している。

上記のうち、特に入札に関しては「請負工事等の入札及び契約にあたっては、市の公共工事における手続に準拠した取り扱いとする」とされており、神戸市との間で、入札及び契約の方法、入札参加資格の決定時には事前協議、入札参加業者の審査・決定時には届出、予定価格の決定時には報告、入札実施時には立会、入札結果の公表及び報告時には報告及び工事請負契約の締結時には報告を行うこととしている。

これらの手続きに関し、監査の結果、適正に行われているものと認められた。

(3) 補助事業検査等補助業務実施要項

当該要項では、設計時に設計協議及び設計審査，工事着手時に工事着手届の提出，工事中間完了時に中間完了検査，必要に応じ設計変更協議及び設計変更審査，工事完了時に完了検査を行うこととなっている。

本施設の整備に関しては、神戸市より、設計審査時には建築主体工事におけるコンクリート規格の誤り修正他 5 件，電気設備工事における誘導灯不足の誤り他 3 件等の指摘があったが，修正対応がなされていた。また，完了検査時には建築における変更項目の単価根拠の記載漏れ他 1 件，電気における非常用発電機のクーラント補充他 2 件，機械における変更数量の根拠としての拾い図の添付漏れ等 2 件の指摘事項があったが，これに対する対応は行われていた。

監査の結果，工事の施工について必要な手続きが行われているものと認められた。

なお，法人では，高齢者利用施設ということもあり，新型コロナウイルス感染症対策として，令和 2 年 2 月 3 日から面会制限，4 月 1 日から面会禁止を行ったほか，入所時のマスク着用，検温，手洗い，消毒といったできる限りの感染予防対策を講じている。なお，10 月以降，ガラス越しの面会までは認めている。(11 月末現在)

今後とも，施設の安全安心な運営に努められたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は，原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は，百分率で表示し，小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は，次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが，単位未満のもの。
 - 対前年増減額及び率の場合は，零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし，算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が 1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が 1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。